

# UBC情報

発行： 2020年9月1日

No. 243

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

★宇部市中小企業等持続化支援金の申請期限は9月末です。新型コロナウイルスの影響があった事業主様で申請要領を確認されていない方はご相談ください。

★9月は社会保険の定時決定の時期です。また、厚生年金の標準報酬月額の上限が65万円に改定されています。

(裏面参照)

## トピックス

### 「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」

改正民法（相続法）により、本年4月に「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が新設されました。



#### ◆最低6カ月の居住を保障する短期居住権

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、被相続人の意思などに関係なく相続開始時から発生し、原則として遺産分割が決まるまでの間（最低でも6ヵ月間）、その建物を無償で使用できる権利です。

また、配偶者が相続放棄した場合や、遺言により配偶者以外の第三者が建物の所有権を取得した場合でも、所有権の取得者から短期居住権の消滅の申入れを受けた日から6ヵ月間は無償で建物に住み続けることができます。

#### ◆原則、終身まで居住できる配偶者居住権

一方、配偶者居住権は、被相続人が所有する建物に居住していた配偶者が終身又は一定期間、その建物を無償で使用できる権利で、遺産分割協議や、被相続人の遺言などによって取得できます（被相続人と配偶者以外の者が共有していた建物は対象外）。

これは、相続財産である自宅の権利を居住権と所有権に分けて、配偶者が「配偶者居住権」を、配偶者以外の相続人が「居住権が設定された所有権」を取得できるようにしたものです。

配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものと扱われ、譲渡したり、所有者に無断で第三者に賃貸することはできないなどの制約がありますが、配偶者が自宅の所有権を取得する場合より低い評価額で居住権を確保できます。

なお、配偶者が亡くなった場合、配偶者居住権は消滅するため、相続税の課税は生じません。



## ☆新型コロナに伴う固定資産税等の減免措置☆

新型コロナの影響で事業収入が一定以上減少した中小事業者が所有する事業用家屋や設備等の償却資産について、令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免する措置が講じられます。

### ◆事業収入の減少幅に応じ1/2又は全額免除

対象となるのは中小事業者等に該当する法人や個人事業主であり、本年2月～10月までの期間で任意の連続する3ヵ月間における事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少している場合です。

対象事業者の事業収入の減少幅に応じて固定資産税等が軽減され、30%以上50%未満の減少の場合は1/2軽減、50%以上の場合は全額免除されます。

この軽減措置を適用する場合は、認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、事前に確認を受けた上で、令和3年1月中に固定資産税を納付する自治体へ確認を受けた必要書類を提出する必要があります。

### ◆Q&A

Q. 医療法人やNPO法人等は対象になる？

A. 対象となります。

Q. 創業間もない事業者は対象になる？

A. 事業収入の減少が前年同期と比較ができない事業者は対象外となります。

Q. 土地は軽減の対象になる？

A. 対象外です。対象は事業用家屋と償却資産です。

Q. 事業収入が減少した期間後に取得した資産は軽減の対象になる？

A. 令和3年1月1日時点で所有する資産が対象となるため、本年中に取得した資産は対象です。

## ☆令和2年度の地域別最低賃金の改定額☆

令和2年度の地域別最低賃金について、中央審議会が新型コロナの影響を踏まえて引上げ額の目安を「現行水準維持が適当」とした見解などを参考に、都道府県の地方審議会において審議した改定額の答

申が出揃い、40県が1～3円の引上げ、7都道府県（北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口）が据え置き※としました。（※山口県829円）

これにより、答申された改定額の全国加重平均額は902円（1円引上げ）となります。

最低賃金は、原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されます。

## ☆厚生年金における標準報酬月額の上限引き上げ☆

これまで、厚生年金保険における標準報酬月額の最高等級は第31級（62万円）でしたが、本年9月から上限が上げられ、新たに第32級（65万円）が追加されます。

第32級の保険料は11万8,950円（労使折半で5万9,475円）となり、第31級から5,490円（同2,745円）の増額となります。

なお、新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、年金機構から「標準報酬改定通知書」が9月下旬以降に送付されますが、今年の4・5・6月の賃金の平均が63万5千円以上の厚生年金被保険者の方は、9月から65万円の等級が適用されますので、ご注意ください。



**編集後記** 朝夕は少しずつ気温が下がってきました。しかし日中は残暑厳しく、感染対策のためにマスクを着用しながら過ごすため、自分でも思わぬほど体力を消耗しています。事務所でもテレワークを試みたりしながら、新しい生活様式を実践中です。

ご不便をおかけすることもあるかもしれませんが、今後ともよろしく願いいたします。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 243

発行：2020年9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所

〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753  
Mail:info@ubc-net.com  
URL:http://ubc-net.com

## 社福

### 事業展開に係るガイドライン策定と会計基準の見直し 社会福祉法人の合併・事業譲渡に関する環境整備が進められています

「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書(以下「検討会報告書」と言います。)に記載された「社会福祉法人を中核とする非営利連携法人」を受けて社会福祉法が改正され、「社会福祉連携推進法人」制度が設けられました。

検討会報告書では「希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備」として「合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべき」との記述もあり、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」で「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)」が作成され、7月15日の社会保障審議会福祉部会に提出されました。

当初のアウトライン案を見て、社会環境の変化から社会福祉法人の課題、社会福祉法人経営者の意識と事業展開への流れが示されるものと思いましたが、今回の案では「事業展開全体で期待される効果」については「新たな福祉サービスや複雑化、多様化に対応した取組の展開」と「一法人では対応が難しい課題への対応」としていくつかの例示がされるにとどまり、合併・事業譲渡という技術的な部分が強調されている印象です。

また検討会報告書では「組織再編に当たっての会計処理について、会計専門家による検討会で整理を進める」と記載され、具体的には「社会福祉法人会計基準検討会」において検討が進められました。

言うまでもなく、社会福祉法人会計基準(以下「会計基準」と言います。)は社会福祉法人が行うべき会計処理やその計算書類等について規定されています。会計基準第29条には計算書類の注記について定められていますが、そこに「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を追加し、具体的な注記の内容は「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」で説明されます。これらは令和3年4月1日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成において適用される予定です。(総合福祉研究会)





## 31機器を無料貸し出し

### 介護ロボット普及へ新事業〈厚生労働省〉

介護ロボットの開発から普及までを迅速に進めるための厚生労働省の新事業が8月3日、始まった。全国に11カ所設置した相談窓口（下記参照）と、6カ所設けたリビングラボ（介護ロボットの評価・効果検証する）が連携して取り組み、介護現場で試験的に運用する場も整備する。

介護ロボットの選び方が分からない介護現場と、ニーズに合った機器を開発したい企業をつなぐ介護ロボットのプラットフォームをつくり、人材不足対策や質の高いサービス提供につなげるのが目的。事業の予算は3億円。

窓口では介護現場と企業から相談を受け付ける。介護現場には業務改善事例や補助金などの情報を提供したり、体験展示をしたりするほか、介護ロボットの無料試用貸し出しもする。現在、31機器（移乗支援4、移動支援2、排せつ支援5、見守り・コミュニケーション20）があり、貸出期間や台数、保険加入などは企業と相談する。一方、企業には出展可能なイベントの紹介のほか、必要に応じてリビングラボに取り次ぐ。

また、介護現場や企業、研究者らで組織する協議会を、相談窓口のエリアごとに設置する。介護現場の課題とそれを解決するための技術のマッチングや情報共有を行う。

厚労省は相談窓口や貸し出し機器を増やす予定。担当者は「介護ロボットの活用は人材不足を緩和できる方策の一つ。介護現場に役立つロボットを普及させたい」と意気込んでいる。

（福祉新聞）

※近隣の相談窓口

日本福祉用具供給会 広島県ブロック

082-877-1079

九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター

080-2720-2646

#### 相談窓口

介護ロボットに関わる相談受付  
 介護ロボットの紹介・試用貸出  
 介護ロボットの体験展示・効果的な活用方法の研修会  
 ニーズ・ニーズ連携強調協議会の設置・運営

介護現場



開発企業



#### リビングラボ

介護ロボットの製品評価・効果検証  
 介護現場での実証支援  
 介護サービスの質の向上・  
 効率的なサービス提供に向けた対応

#### 実証フィールド

介護現場での試験的運用  
 導入効果のデータ収集

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム